

- 3面 申込不要・無料の新しい介護予防教室が始まります
- 6面 後期高齢者医療制度 高額療養費の自己負担限度額が変わります
- 8面 名誉区民の鳥羽屋里長さんが日本芸術院賞を受賞  
副区長が就任しました  
こどもの日は芸術体験ひろばへ



### しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

# 地震に強い住まいのために

▶新宿区ホームページからご覧いただけます



昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で、建築物の耐震基準が強化されましたが、昭和56年5月31日以前に着工した建築物は「旧耐震設計基準」で設計されているため、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、耐震診断や耐震改修工事への補助などの建築物や建築敷地の耐震化を進めています。

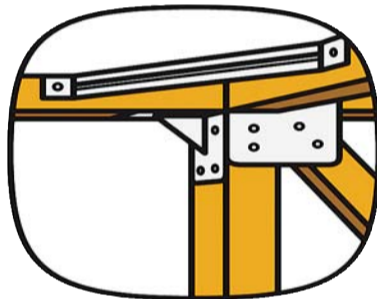
今回は、各支援事業の概要と29年度の主な拡充点をお知らせします。各事業の対象・金額等詳しくは、お問い合わせください。防災都市づくり課・特別出張所で配布するパンフレット「地震に強いあなたの住まい(左図)」でもご案内しています。

【問合せ】▶①③④⑤は防災都市づくり課(本庁舎7階)☎(5273)3829・FAX(3209)9227、▶②⑥は建築指導課構造設備担当(本庁舎8階)☎(5273)3745・FAX(3209)9227へ。



## ① 木造住宅の耐震化補助

29年度限定で重点地区内の耐震改修工事への補助を増額



昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)を対象に、予備耐震診断のための技術者派遣、耐震診断・補強設計への補助、耐震改修工事への補助を行っています。

29年度に限り、木造住宅密集地域など地域危険度の高い「重点地区」内の耐震改修工事費補助を、最大30万円増額します(下表)。

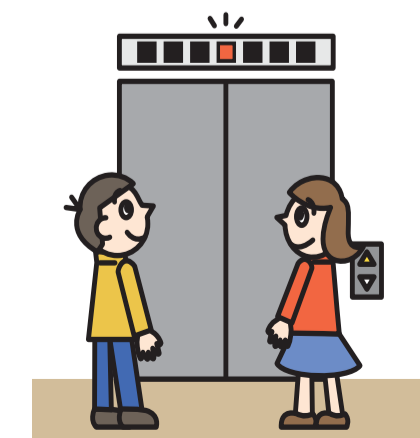
### 29年度 重点地区内の耐震改修工事費補助

区分	補助金額	上限額
耐震改修工事	補助対象工事費(※)の4分の3 + 30万円	300万円
道路突出・無接道	補助対象工事費(※)の8分の3 + 30万円	150万円
簡易耐震改修工事	補助対象工事費(※)の5分の3 + 30万円	150万円
道路突出・無接道	補助対象工事費(※)の10分の3 + 30万円	75万円

※補助対象工事費とは、実際に耐震改修工事に要する費用または延べ面積×32,600円/㎡で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強とは関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

## ② エレベーターの防災対策改修工事費補助

対象を拡大



昭和56年6月1日以降に着工した、延べ面積1,000㎡以上、かつ地上3階以上の共同住宅・ホテル・飲食店(特定建築物)等に既に設置済みのエレベーターの防災対策改修工事へ補助しています。

4月から、個人の場合、「世帯全員の所得金額の合計が800万円以内」、特定緊急輸送道路沿道建築物について法人の場合、「中小企業」の要件を撤廃し、補助対象者を拡大しました。

## ③ 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化補助

期限を延長 金額を増額

特定緊急輸送道路は、震災時の避難や救助活動等に重要な役割を持つ道路です。沿道の建築物を対象に、補強設計や耐震改修工事等へ補助しています。29年度の変更点は、下記のとおりです。

- 補強設計・耐震改修工事費補助等の期限を「平成31年3月31日までに補強設計等に着手するもの」に延長します
- 補強設計・耐震改修工事費補助等の上限額を増額します
- 特に倒壊の危険性が高い建築物(Is値が0.3未満)について、耐震改修工事費補助を増額します

## ④ 非木造建築物の耐震化補助

対象を拡大

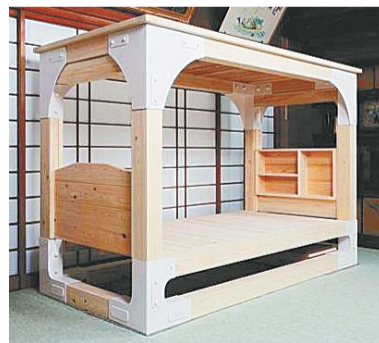
昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について、耐震改修工事へ補助しています。

4月から、「世帯全員の所得金額の合計が800万円以内」の要件を撤廃し、補助対象者を拡大しました。



## ⑤ 耐震シェルター・耐震ベッド設置費補助

対象を拡大



耐震シェルター・耐震ベッドは、地震で住宅が倒壊しても個室や睡眠スペースを守ってくれる装置です。

4月から、設置費補助のための要件「世帯全員の所得金額の合計が800万円以内」「65歳以上または障害のある方」を撤廃し、補助対象者を拡大しました。

## ⑥ 擁壁・がけの安全化の総合的な支援

土砂災害警戒区域内への専門技術者派遣を追加

3月13日、東京都が新宿区内の土砂災害警戒区域等を指定しました。これに伴い、これまでの擁壁改修のためのコンサルタント派遣、改修工事費助成に加え、土砂災害警戒区域内における急傾斜地対策のアドバイスなどを行う専門技術者を派遣します。